

＜弁償についての考え方＞

1. 利用者が図書館資料を紛失あるいは破損、汚損した場合は、岡山市立図書館条例第11条の規定に基づき、その損害を賠償しなければならない。ただし、破損、汚損が軽度で、図書館資料として運用が可能なものについては弁償の必要がないものとする。
2. 紛失あるいは破損、汚損した資料の損害賠償は、原則として同本（同資料）で弁償を行う。品切れ・絶版であっても、日焼け、破損、汚損、書き込み等のないもので、図書館資料として使用が可能な状態のものであれば、古本等でも構わない（弁償対象の資料が雑誌のバックナンバーであっても同様）。
絶版・品切れ等の理由により、書店での購入等のように、容易に同本（同資料）が入手できない場合、館長が同等と認める代替りの資料により弁償を行う。
3. 本来は弁償が必要であるが、次の場合弁償を免除し「図書館資料紛失・破損・汚損届」に記入・提出してもらう。
 - (1) 証明書等で確認が取れた天災や火災、盗難事件等による破損、汚損や滅失
ただし、本人の過失が大きい場合はその限りではない。
 - (2) 破損、汚損が軽度ではないが、館長が図書館資料として所蔵しておく必要があると認めるもの。
 - (3) その他、館長が弁償の必要がないと認めるもの
4. 原則として弁償は現物の持参により行うものとし、現金での弁償は受け付けない。
5. 弁償した利用者が希望すれば、破損、汚損した元の本（資料）は除籍のうえで、その利用者へ渡すこととする（映像資料を除く）。

【参考】

○岡山市立図書館条例

(損害賠償義務)

第11条 指定管理者又は使用者が、その責めに帰すべき理由により、図書館の施設、設備又は図書館資料を破損し、滅失し、又は汚損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。